

四日市市告示第523号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の3第2項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第23条第2項の規定による廃止の届出がされたので、法第24条の3第2項及び細則第24条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年9月27日

四日市市長 森 智広

1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社エスポワール

三重県四日市市高花平2丁目1番63号

2 指定等に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地

指定障害児相談支援事業所 オリーブ

三重県四日市市小林町字小林新田3018番地23

3 廃止年月日

令和元年9月30日

4 事業の主たる対象者

特定なし

5 事業所番号

2470200201

（こども未来部 こども発達支援課）